

新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言【抜粋】

(令和4年7月29日 全国知事会 決定)

1. 感染拡大防止等について

① 新たな変異株の特性に応じた感染抑制・社会経済活動の両立に資する対策の提示 (提言P.1)

- ・ 今般の感染再拡大については、感染者増加の優位性や免疫逃避が指摘されているBA.5系統等の新たな変異株への置き換わりが要因の一つと考えられることから、海外の知見を踏まえ、**感染力や症状、重症化リスクなど、新たな変異株の特徴を早急に分析するとともに、その特性に応じた感染抑制と社会経済活動の両立に資する全般的な対応方針**と社会経済活動の維持・継続に支障が生じている濃厚接触者に対する対応の在り方を含めた**具体的対策を早期に提示**すること。
- ・ BA.5系統等の新たな変異株の特性など様々な要因を踏まえつつ、必要時に適切な投薬が可能な環境の確保、医療に係る公費負担の整備、国負担による無料検査体制の確保、保健所機能の抜本的強化などの諸条件を整えた上で、**感染者の全数把握の要否など新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取り扱いについて検討**するとともに、その**ロードマップを早急に示す**こと。

② オミクロン株の特性等を踏まえた対応方針 (提言P.2)

- ・ 感染の拡大期、ピーク期、収束期など、今後の感染動向を想定し、**まん延防止等重点措置を再適用する基準を示す**とともに、都道府県知事が判断する**レベル分類について、第6波を踏まえた新たな基準を示し、特措法上の措置との関係を明確に**すること。
- ・ まん延防止等重点措置等における具体的な対策については、飲食店への時短要請を必須とせず、教育・保育関連施設や高齢者施設において感染が広がっている状況を踏まえ、**具体的かつ多様な対策をメニュー化し、地域の実情に応じた効果的な対応が選択**できるよう、基本的対処方針を改定するとともに、引き続き、必要となる**感染防止対策等に対する支援の充実**を図ること。

- ・まん延防止等重点措置の適用に至らない場合であっても、各自治体が地域の实情に応じて十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、政府として**早期に現場でとるべき対策に関する新たな方針を示し、支援すること。**

③ 基本的な感染対策の再徹底 (提言P.2)

- ・BA.5系統等については、換気が不十分であったことにより感染が拡大した事例がみられることから、当該変異株の特性に応じた換気のあり方について科学的知見に基づき分析し、**国民に周知すること。**
- ・夏休みシーズンに入り、帰省や旅行等で人との接触の機会が増えることから、国と地方、専門家等が協力し、**ワンボイスで基本的感染防止対策の再徹底を分かりやすく丁寧に呼び掛けること。**

④ 検査試薬及び検査キットの供給体制の確保 (提言P.3)

- ・都道府県に対して配布される抗原定性検査キットについては、外来医療のひっ迫への対応だけでなく、**医療機関における検査キットの供給・流通不足への対応を目的として活用することもできるよう、地域の实情に応じた柔軟な取扱いとすること。**

⑤ 季節性インフルエンザとの同時流行対策 (提言P.4)

- ・**新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行も想定され、医療ひっ迫につながる恐れがあることから、インフルエンザワクチンを早期に確保・供給するとともに、医療従事者や乳幼児、基礎疾患のある方等への優先的接種など、対応方針を早急に示すこと。**
また、感染症の同時流行を想定した**医療提供体制や検査体制の在り方を検討すること。**

2. ワクチン接種の円滑な実施について

① 3回目接種の取組 (提言P.4)

- ・厚生労働省の分科会等では国内外のワクチンに関する最新の有益なデータが報告されているが、積極的な情報発信はされていない。今後、**接種の必要性や有効性、安全性など**について、更なる理解を促進するため、**国内外のワクチンに関する最新の科学データを示すこと。**

② 4回目接種に係る早期の情報提供（提言P.5）

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する方の重症化も懸念されることから、改めて4回目接種の有効性や副反応の状況などについて、国民に向けて分かりやすい情報発信を行うこと。
- ・ エssenシャルワーカーをはじめ、接種を希望される方も4回目接種の対象に加えるよう検討すること。

③ 今後の接種方針の早期提示（提言P.5）

- ・ 特例臨時接種は9月30日に終了予定であるが、変異株に対応した新たなワクチンの導入などが想定される中、接種の実施には集団会場の確保や医療従事者の調整など事前準備が必要であることを踏まえ、**実施期間延長の要否等について、今後の具体的な方針を速やかに示すこと。**

3. 保健・医療体制の強化について

① 保健所機能の強化（提言P.6）

- ・ 急速な感染拡大により、健康観察、入院調整、検体採取など、保健所の負担が増加した場合においても、保健所が機能不全に陥らずに、**地域の実情に応じて必要な保健所機能を維持及び発揮**できるよう、国として、保健師をはじめ必要な人員や施設・設備を確保するための財源措置など、**強化に対する支援**を行うとともに、保健師の積極的な派遣やIHEAT(アイヒート)の拡充等による広域的な人材派遣調整、DXの推進、各種報告事務の負担軽減等を通じて、**より効率的・効果的に実務を運用**できるよう改善を図ること。

② 自宅療養者等への対応（提言P.7）

- ・ 感染急拡大時においては、早期診断・早期治療の徹底と自宅における確実な経過観察が重要であることから、**外来での適切な治療と薬の処方など早期治療の方法を示す**とともに、医療機関や薬局への委託を含め、**都道府県が行う体制整備を積極的に支援**すること。また、**より多くの医療機関等が自宅療養者等の診療や健康観察などに携われるよう、医師会等に対し、体制の構築に係る協力要請を継続的に行うこと。**

③ 感染者・濃厚接触者の療養期間等の見直し（提言P.7）

- ・ 感染者や濃厚接触者の療養期間・待機期間等については、対象者の急増によって社会機能の維持・継続に支障を及ぼしていることから、**エビデンスに基づき、更なる短縮等を検討するとともに**、ワクチンの最終接種から一定期間内の場合は対象から外すなど、**濃厚接触者の範囲についても見直しを検討すること。**

④ 新たな変異株の特徴等に即した医療提供体制の構築等（提言P.7）

- ・ 限られた医療資源をリスクに応じて重点的に活用していく必要があることから、**変異株の特徴や感染者の症状に即した的確な療養方法等について早急に方針を示すとともに**、入院・外来の診療体制等を見直すこと。

⑤ 感染患者の受入れに対する財政支援の強化等（提言P.8）

- ・ 緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠等を行うとともに、**令和4年10月以降の措置について早急に方針を示すこと。**

⑥ ワクチン・治療薬等の確保（提言P.8）

- ・ 感染を抑制し、社会経済活動を維持するためには、ウイルスの変異等による特性の変化に対応したワクチンの接種や治療薬の普及が重要となることから、**国産ワクチンや治療薬について、速やかな製造・販売が可能となるよう、重点的な開発支援等を行うとともに、承認手続の迅速化を図ること。**

4. 感染症対策と社会経済活動の両立に向けた支援について

① 事業者・生活困窮者等への支援（提言P.9）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、全国で幅広い業種の事業者や生活困窮者等がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、国の責任において、**実情に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援策を講じ、早期に執行すること。**

② 対策経費の全面的支援と地方創生臨時交付金の弾力的運用・拡充（提言P.9）

- ・ 地方自治体や医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、**国の責任において全面的に支援**すること。
- ・ 地方創生臨時交付金については、都道府県が**地域の実情に応じて実施する事業を幅広く対象**とするとともに、**弾力的かつ機動的な運用を可能とする制度に見直す**こと。
- ・ 行動制限や施設の使用制限等の要請に伴う協力金や医療提供体制の整備費用、地域経済の回復に向けた都道府県独自の取組など必要な対策を迅速に講じることができるよう、**留保されている交付金2,000億円の早期配分や地方単独事業分の増額**など更なる財源措置を講じること。
- ・ 医療機関や福祉施設等における**物価高騰の影響**について**財政支援**するとともに、国の一元的な対応が求められることから、**地方創生臨時交付金以外の制度の創設も含め検討**すること。

5. 次の感染症危機に備えるための対応について

① 司令塔機能における地方の意見の反映（提言P.10）

- ・ 感染症対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理庁の設置や、科学的知見の基盤・拠点となる日本版C D Cの創設に当たっては、**地域ごとの感染状況や医療体制等を踏まえた企画、調整、分析、検証等**がなされるよう、**地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入**するとともに、トップ同士や実務者レベルでの情報共有など、**国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討**すること。

② 感染状況に即応した情報・対策の発信（提言P.11）

- ・ 感染拡大を防止するためには、ウイルス等の特性を踏まえた早期の対応が重要であることから、日本版C D Cを含め、専門家組織においては、**感染の状況に応じて、科学的知見に基づく分析、検証を即時に実施**し、第三者的な立場から感染抑制に有用な客観的で定量的な情報や、エビデンスに基づき優先順位を明確にした対策を**リアルタイムに発信**すること。
また、**地方の専門家組織等と連携**を図るとともに、**人材面や財政面での支援**を積極的に行うこと。